八百津町

男女共同参画基本計画（案）

～互いに認め合い、

やさしさあふれる未来へ～



平成２７年３月

八百津町

目次

[第１章　計画策定の趣旨 1](#_Toc410394866)

[第２章　計画策定の経緯 2](#_Toc410394867)

[**Ⅰ　国の動き** 2](#_Toc410394868)

[**Ⅱ　岐阜県の動き** 3](#_Toc410394869)

[**Ⅲ　八百津町の動き** 4](#_Toc410394870)

[第３章　計画の基本的な考え方 5](#_Toc410394871)

[**Ⅰ　計画の位置づけ** 5](#_Toc410394872)

[**Ⅱ　計画の期間** 6](#_Toc410394873)

[**Ⅲ　基本理念** 6](#_Toc410394874)

[**Ⅳ　計画の体系** 7](#_Toc410394875)

[第４章　計画の内容 8](#_Toc410394876)

[**Ⅰ　基本方針１　男女共同参画への意識改革の推進** 8](#_Toc410394877)

[**Ⅱ　基本方針２　政策・方針決定過程への参画の推進** 14](#_Toc410394878)

[**Ⅲ　基本方針３　労働・雇用における男女共同参画の推進** 16](#_Toc410394879)

# 第１章　計画策定の趣旨

わが国では、昭和21年（1946年）の日本国憲法制定により、法の下の平等（第14条）が明記されています。また、世界では、国際連合が提唱した「国際婦人年」（昭和50年）を一つの節目として、同年に「国際婦人年世界会議」が開催され、「世界行動計画」が採択されるなど、男女共同参画の取組みが進みました。その後の日本における取組みとして、平成11年（1999年）の「男女共同参画社会基本法」（平成11年６月23日法律第78号、平成11年12月22日改正）の策定により、男女共同参画社会の確立が目指されました。同法第14条第3項においては、市町村でも「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない」とされています。

男女共同参画社会基本法制定から15年が経過し、岐阜県や近隣市町村も男女共同参画基本計画の策定が進んでいることを受けて、本町においても、女性も男性も一人一人が自らの意思で様々な社会活動に参画する機会を確保し、活気あるまちづくりを推進するためにこの計画を策定します。

****

# 第２章　計画策定の経緯

## **Ⅰ　国の動き**

国連が「国際婦人年」とした昭和50年（1975年）を節目とし、同年に婦人問題企画推進本部を設置、昭和52年（1977年）には「国内行動計画」が策定されました。その後、昭和62年（1987年）に新国内行動計画が策定されると、平成８年（1996年）には「男女共同参画2000年プラン」が策定され、平成11年（1999年）には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

国は、同法に基づき平成12年（2000年）に第１次男女共同参画基本計画、平成17年（2005年）に第２次男女共同参画基本計画を閣議決定しており、平成22年（2010年）には第１次、第2次計画を評価・総括して、第3次男女共同参画基本計画を閣議決定しています。第3次計画では、できる限り具体的な数値目標を織り込んだ計画になっており、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30％程度とする目標に向けた取組推進などが掲げられています。また、これまで女性の社会進出に着目されていた計画について、男性や子どもにとっての男女共同参画の意義について踏み込んだ計画となっています。



## **Ⅱ　岐阜県の動き**

男女共同参画社会基本法第14条第１項では、都道府県についても国の男女共同参画基本計画を勘案して都道府県男女共同参画計画を定めなければならないとしています。

岐阜県は国の動向を受けて、昭和61年（1986年）には「岐阜県婦人行動計画」を策定し、平成６年（1994年）には「女（ひと）と男（ひと）のはぁもにぃプラン－岐阜女性行動計画」を策定しています。男女共同参画基本法が施行された平成11年（1999年）以降では、平成11年（1999年）に「ぎふ男女共同参画プラン」を策定し、平成16年（2004年）には「岐阜県男女共同参画計画」、平成21年（2009年）には「岐阜県男女共同参画計画（第２次）」を策定しています。平成26年（2014年）4月には、これまでの男女共同参画計画の評価や、国や県を取り巻く現状や経済・社会情勢等を踏まえて「岐阜県男女共同参画計画（第３次）」を策定しています。

また、平成15年（2003年）には「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を施行し、計画だけでなく条例整備により、男女共同参画の基盤を構築しています。



## **Ⅲ　八百津町の動き**

男女共同参画社会基本法第14条第３項では、市町村についても市町村男女共同参画計画を定めるよう努めることが求められていますが、これまで八百津町では男女共同参画計画を策定してきませんでした。しかし、下図のように転居や日本全体の人口減少もあり、八百津町も年々人口が減少する傾向にあります。

加えて、八百津町は平成17年度の国勢調査の時点でも人口の30％が65歳以上でありましたが、平成22年度の国勢調査では人口の33％となっており、約３人に1人が65歳以上です。

これまでの八百津町の活力であった高齢世代を支え、若年世代にとって住みよいまちにするために、男女共同参画は不可欠と考え、第４次八百津町総合計画（平成19年３月）に男女共同参画の推進に関する施策を定めるとともに、本計画を策定することとしました。

【八百津町の人口推移】

※　平成22年までは総務省「国勢調査」により、平成25年は岐阜県「岐阜県統計表」より抽出しており、基準日は10月1日現在です。

（出所：国勢調査、岐阜県統計表より加工）

# 第３章　計画の基本的な考え方

## **Ⅰ　計画の位置づけ**

本計画は、「第４次八百津町総合計画」を上位計画とし、「男女共同参画社会基本法」第14条第３項に基づき、策定しました。また、国の「男女共同参画基本計画」あるいは岐阜県の「岐阜県男女共同参画計画」の考え方を踏まえて作成しました。

本計画は、八百津町の実情を把握し、住民、関係機関などの意見を反映した男女共同参画推進の基本指針とします。



|  |
| --- |
| 【男女共同参画社会基本法】  第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。  2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。  一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱  二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項  3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。  4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 |

## **Ⅱ　計画の期間**

本計画は、５年後を目標とし、目指す方向性を検討したものです。ただし、社会情勢の変化や住民のニーズの変化に応じて見直しを行うものとします。

## **Ⅲ　基本理念**

社会経済環境が急速に変化する中で、今後は生活の豊かさを求めていく時代となりました。また、男女分け隔てなく、一人ひとりが自由に自分の生き方を選ぶ社会が求められる時代となりました。

そのため、国では、「男女共同参画社会基本法」にて以下の５つの基本理念を掲げています。

①　男女の人権の尊重

②　社会における制度又は慣行についての配慮

③　政策等の立案及び決定への共同参画

④　家庭生活における活動と他の活動の両立

⑤　国際的協調

本計画では、当該「男女共同参画社会基本法」の５つの基本理念及び上位計画である「第４次八百津町総合計画」に基づき、次の基本理念を設定します。

**互いに認め合い、**

**やさしさあふれる未来へ**



男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、主体性を持った生き方ができるよう、意識改革の推進をはじめ、男女の社会参画を促進する条件整備を総合的に推進し、制度上のみならず、実際の面において社会へ参画することができる真の男女共同参画社会の形成を進めていきます。

## **Ⅳ　計画の体系**

「Ⅲ　基本理念」で記載した基本理念を達成するために、本町では、３つの基本方針と６つの主要施策を掲げます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基本理念 | 基本方針 | 主要施策 |
| 互いに認め合い、やさしさあふれる未来へ | （基本方針１） 男女共同参画への意識改革の推進 | 1. 広報・啓発活動の推進 |
| 1. 男女平等観に立った個性を認めあう教育の推進 |
| 1. 異性に対する暴力の根絶 |
| （基本方針２） 政策・方針決定過程への参画の推進 | 1. 町政をはじめ企業、団体における女性の参画の拡大 |
| （基本方針３） 労働・雇用における男女共同参画の推進 | 1. 労働・雇用に関する法律の普及・啓発 |
| 1. 働きやすい環境づくり |

# 第４章　計画の内容

本町では、当計画を策定の基礎資料とするため、平成25年度において以下のような調査を実施しました。今回の調査により現状の把握及び課題の認識を行い、今後の施策をより効果的なものとなるよう検討しています。

・調査地域　　：八百津町全域

・調査対象者　：1,000人

・抽出方法　　：満20歳以上の男女

・調査方法　　：郵送配布・回収

・回収結果　　：下表参照

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 配布数 | 回収数(=C+D) | | | | 有効回収数 | 無効回収数 | 有効回収率 |
| (A) | 合計 | 女性 | 男性 | 不明・無回答 | (C) | (D) | (=C/A) |
| 1,000 | 393 | 204 | 168 | 21 | 393 | 0 | 39.3% |

## **Ⅰ　基本方針１　男女共同参画への意識改革の推進**

1. 広報・啓発活動の推進
   1. 現状の把握及び課題の認識

男女の意識に関する調査結果によると、各環境においていずれも男性が優遇されていると認識されており、特に『家族生活』では86.0%、『法律や制度の上』では71.5%、『社会全体として』も71.7%と高い数値が表れています。また、夫は外で働き、妻が家庭を守るべきであるとの考え方については、全体では68.4%が賛成している現状も認められます。

このように本町では、男性は仕事、女性は家庭という意識が多数を占めている現状を踏まえ、町民の意見を尊重することが重要と考えます。その一方で、あらゆる場面で男性優遇と感じている人が多いという事実も確認されるため、旧来からの固定観念（性別役割分担）を解消し、男性も女性もそれぞれの役割を選択する意識改革を促す必要があると認識します。

【男女の平等について】<単数回答>

※　「男性優遇」は、アンケート結果での「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計であり、「女性優遇」も同様に表示しています。

【「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について】<単数回答>

※　「賛成する」は、アンケート結果での「賛成」「どちらかといえば賛成」の合計であり、「反対する」も同様に表示しています。

* 1. 今後の施策

旧来からの社会制度・慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向け、県や関係機関と連携し、広報・啓発活動を推進します。具体的な取り組みは、以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的施策 | 担当部署 |
| 男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識の解消のための広報・啓発活動の推進 | 総務課 |
| 家庭・地域において、男女共同参画に関する認識を深め、様々な慣習・慣行を見直すための広報・啓発活動の実施 | 教育課 |
| 高齢者が、年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として活躍できるための広報・啓発の実施 | 健康福祉課 |
| 農山村に残存している固定的な役割分担意識に基づく慣行や習慣の解消を図るための啓発活動、情報の提供、研修の充実 | 産業課 |

1. 男女平等観に立った個性を認めあう教育の推進
2. 現状の把握及び課題の認識

教育における男女共同参画に関する調査結果によると、学校教育の場における男女共同参画を推進するためには、『学校生活において、児童・生徒の性別による役割分担をなくす』が64.6%と最も高く、次いで『校長や教頭に女性を増やしたり、教員を男女バランスよく配慮する』が58.0%となっています。

また、どのように育ってほしいかの質問に対して、女の子の場合には『リーダーシップのある子に育ってほしい』が70.5%と最も高く、次いで『家事能力のある子に育ってほしい』が28.8%となっているのに対し、男の子の場合には『性別にとらわれず個性を伸ばすように育てたい』が75.1%と最も高く、次いで家事能力のある子に育ってほしい』が59.5%となっています。

これらの結果から、学校に対しては、男女の性別にとらわれない環境の整備が求められていることが分かります。また、養育方針として親の立場からは、女の子にはリーダーシップを望んでいるのに対し、男の子には性別にとらわれない個性を望んでいるほか、家事能力を身に付けることが重要視されています。

【学校教育の場での男女共同参画を推進するための取り組み】<複数回答>

【家庭における子どもの育て方】<複数回答>

1. 今後の施策

学校教育、家庭教育、生涯学習など様々な場を通じて、男女平等の理念に基づく教育・啓発を推進します。

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的施策 | 担当部署 |
| 学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たし家族を築くことの重要性などについての指導の充実 | 教育課 |
| 子育て中の親やこれから親となる者等を対象とした家庭教育に関する学習機会を提供 | 教育課 |
| 保育士や教職員における男女平等教育の推進のための知識や人権意識の向上 | 教育課 |
| 公民館や図書館といった公共施設の活用による多様な生涯学習の機会の拡充 | 教育課 |

1. 異性に対する暴力の根絶
2. 現状の把握及び課題の認識

暴力に関する調査結果によると、女性及び男性に対する結果に著しい相違はないものの、全体の68.4%が何らかのDVを受けた経験があることが分かりました。それに対して、相談できる窓口があることを知っていたのは全体の1.5%という結果が得られました。

そのため、事前の対応策として異性に対する暴力の根絶及び防止を取り組むとともに、事後の対応策として相談窓口の整備や認知向上を図る必要があります。

※　DVとはドメスティック・バイオレンスのことであり、配偶者や恋人から身体的暴力、精神的暴力や性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などの暴力のことをいいます。なお、今回のアンケートで言うDVの解釈には個人別に程度の差があります。

【DVを受けた経験の有無】<単数回答>

【相談できる窓口の認知度】<単数回答>

1. 今後の施策

ＤＶなど異性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動や相談体制の整備などの取り組みを推進します。

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的施策 | 担当部署 |
| 配偶者暴力防止計画の策定 | 健康福祉課 |
| 人権が侵害された場合の被害者の救済体制及び相談体制の拡充 | 健康福祉課 |
| 相談に当たる職員、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員、児童委員の研修の充実 | 総務課 |
| 暴力によらない問題解決の方法が身に付くよう、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実 | 教育課 |

## **Ⅱ　基本方針２　政策・方針決定過程への参画の推進**

1. 町政をはじめ企業、団体における女性の参画の拡大
2. 現状の把握及び課題の認識

男女共同参画社会の実現に関する調査結果によると、町民としては『家庭において、男女平等を基本とする子育てや教育を行う』が全体の33.8%と最も高くなっており、次いで、『地域活動などにおいて、活動の中の男女共同参画に配慮する』が29.8%となっています。また、行政としては『女性の能力開発や人材育成等の講座を充実する』が全体の53.4%と最も高く、次いで、『男女共同参画に関する情報提供や相談などの場を充実する』が36.1%となっています。

また、全国的に発生している災害等に対して、行政として防災・災害復興対策について配慮して取り組む必要があると思うことについては、全体で『防災計画・復興計画の策定過程、防災会議に女性が参画することが22.9%と最も高く、次いで、『避難所運営の責任者に女性が配置され、被災者対応に女性の視点が入ること』が21.9%となっています。

そのため、町民に対して男女共同参画に対する啓蒙活動を図るとともに、行政としても積極的な取組みが求められます。

【（町民として）男女共同参画社会を実現するために力を入れるべきこと】<複数回答>

【（行政として）男女共同参画社会を実現するために力を入れるべきこと】<複数回答>

【防災・災害復興対策において配慮して取り組む必要があると思うこと】<複数回答>

1. 今後の施策

各種委員会等への女性の積極的な登用や、企業や団体における女性の参画拡大の働きかけなどを行い、町政をはじめ企業、団体における女性の参画の拡大に努めるとともに、学習活動等を促進し、女性の能力向上を支援します。

| 具体的施策 | 担当部署 |
| --- | --- |
| 町議会や各種委員会等における女性の参画の拡大 | 総務課 |
| 女性職員の積極的な採用・登用の促進 | 秘書室 |
| 防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 | 防災安全室 |
| 地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 | 総務課 |
| 防災施策の立案、実施及び情報提供に当たっては、女性、高齢者などの視点を考慮 | 防災安全室 |
| 災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を踏まえるための支援 | 防災安全室 |

## **Ⅲ　基本方針３　労働・雇用における男女共同参画の推進**

1. 労働・雇用に関する法律の普及・啓発
2. 現状の把握及び課題の認識

前掲９ページの【男女の平等について】にあるとおり、法律や制度の上での平等については、男性優遇が71.5%となっており、男女間に不平等があると認識されています。しかしながら、男女雇用機会均等法など男女平等を重視した法律もあり、国は法律の面からも男女平等を推進しています。

そのため、本町においても、環境改善が強く求められるほどの男性優遇が認められる場合には、政策的な対応により早期改善を促す必要があります。また、労働や雇用に関する法律については、一般社会においてその内容があまり認知されていない現状も想定されることから、その普及活動が重要な取り組みのひとつであると考えます。

1. 今後の施策

男女雇用機会均等法など、労働・雇用に関する法律の普及・啓発に努めます。

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的施策 | 担当部署 |
| 法令などについて分かりやすい広報等による周知の推進 | 産業課 |
| 啓発を通じた人権に関する正しい理解の普及の推進 | 産業課 |
| 育児休業や介護休暇等の積極的な取組による仕事と生活の調和の推進 | 産業課 |

1. 働きやすい環境づくり
2. 現状の把握及び課題の認識

仕事と家庭生活、地域生活に関する調査結果によると、理想の生活においては、全体では『家庭生活』が64.9%と最も高く、次いで、『個人の生活』が52.9%となっているのに対し、実際の生活の中で優先しているものは、全体では『仕事』及び『家庭生活』がいずれも58%程度と高い水準となっています。

また、介護が必要となった場合の担い手についても、全体では『女性に過剰な負担がかからないように、男性もできるだけ介護に関わるほうがよい』が35.6%と最も高く、次いで、『男性も女性と同じように介護した方がよい』が16.3%となっています。

これらの結果から、理想としては家庭や個人の生活を優先し、男性による関与を望んでいるのに対し、実際には家庭生活の優先は理想に近い結果となっているものの、個人の生活については優先している割合が低く、仕事が優先されている現状が認識されます。

【生活の中で、理想として優先しているもの】<複数回答>

【生活の中で、実際に優先しているもの】<複数回答>

【家族に介護が必要な場合の担い手についての考え】<単数回答>

1. 今後の施策

仕事と家庭・地域生活の両立に向け、子育て支援施策や介護・福祉施策等の充実を図るほか、育児・介護休業制度や短時間勤務制度等の周知・活用を促進します。

| 具体的施策 | 担当部署 |
| --- | --- |
| 女性社員等に対する研修の機会の充実及びメンター制度の導入 | 産業課 |
| 仕事と生活の調和に積極的に取り組み（男性社員等の育児休暇取得促進、勤務時間の短縮、業務の効率化） | 産業課 |
| 生涯学習施設等との連携の下に、男性向けの家事等日常生活能力の獲得・向上への支援の促進 | 教育課 |
| 学校や地域など様々な場での、男女が協力して子育てに関わることについての学習機会の提供 | 教育課 |
| 子育て親子の交流の場や子育てに関する情報の提供等を通じ地域の子育ての支援 | 教育課  健康福祉課 |
| 助け合い組織の強化や配食サービス等、地域内外での助け合い活動の促進を通じ、高齢者の生活支援体制の整備の推進 | 健康福祉課 |

|  |
| --- |
| **八百津町男女共同参画基本計画**  発行年月／平成２７年３月  発　　行／八百津町  編　　集／八百津町　総務課  〒505-0392　岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2  ＴＥＬ：(0574)43-2111(代)　　　ＦＡＸ：(0574)43-0969 |